

成田市告示第 10 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定に基づき次の通り公示する。

令和 2 年 1 月 29 日

成田市長 小泉 一成

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和 2 年 4 月 1 日